

## 一般社団法人日本耳科学会認定医制度に関する内規

**1.目的** 本制度は、一般社団法人日本耳科学会が包括する耳科・神経耳科領域全ての疾患に関する患者医療について、専門的知識と診療技術を持つ本会の正会員である医師を一般社団法人日本耳科学会認定医として認定することにより、耳科・神経耳科領域の医療の専門性を向上させ、耳科・神経耳科領域の患者に医療機関・医師の選択等に関する情報を提供することを目的とする。

注1：耳科・神経耳科領域に包括される全ての疾患とは、外耳、中耳、耳管、内耳および側頭骨に関する疾患のこととする。

**2.内容** 本制度は、一般社団法人日本耳科学会が包括する耳科・神経耳科領域全ての疾患に対する専門的知識と診療技術への認定制度である。境界領域・境界分野の疾患に関して、必要に応じて適宜関連する学会と連携を取る。新たな領域・分野からの診療に関する知識、技術の認定に関して本制度への申請があった場合、日本耳科学会認定医制度委員会（以下、認定医制度委員会）で審議し、理事会の承認を経て決定される。

**3.名称** 一般社団法人日本耳科学会認定医とし、略称を耳科学会認定医とする。また、英語表記は Board Certified Physician of the Japan Otological Society とする。

**4.耳科学会認定医の位置付け** 耳科学会認定医は耳科・神経耳科領域の疾患に関する臨床認定医として、本会機関誌、HP 上に公開する。

**5.耳科学会認定医の認定条件** 耳科学会認定医の目的に賛同し、その認定を希望する本会の正会員で、以下の 1),2)いずれかの条件を満たす者。1)は審査不要とし、2)は認定医制度委員会の審査を経て、理事会の承認を得た者を耳科学会認定医とする。

1) 日本耳科学会認定手術指導医および暫定手術指導医（以下、耳科手術指導医）。

2) 1)でない者は、下記 a),b),c),d)の条件をすべて満たす者。

a) 医師、耳鼻咽喉科専門医。

b) 申請時において、引き続き5年以上、日本耳科学会の正会員であること。

注2：現在、本会会員でない者は、本会正会員となり上記の規定年限を満たした時点で認定申請の資格が発生する。なお、過去に継続して5年以上正会員であってその後退会した会員は、正会員に復帰した翌年度以降に認定申請することができる。

c) 申請時において、直近5年のうち少なくとも2回、耳科学会に参加していること。

d) 申請時まで、耳科領域関連学会発表を少なくとも筆頭2回を含む発表6回、耳科領域関連論文発表を少なくとも筆頭2編を含む論文4編、必要とする。

**6.耳科学会認定医の申請** 耳科学会認定医となることを申請する者は、毎年1月1日から1月31日（消印有効）までに、下記書類を認定医制度委員会事務局に提出するものとする。

1) 本会の耳科手術指導医：申請、審査、認定は不要とする。耳科手術指導医を有する者はその資格有効期間内において、同時に耳科学会認定医を有するものとする。

2) その他の本会正会員：申請履歴書（様式1：推薦者1名(所属/役職を明記、耳鼻咽喉科専門医であること、所属長もしくはそれに準ずる者が望ましい)）、医師免許証（写）、耳鼻咽喉科専門医証

(写)。直近5年のうち少なくとも2回の耳科学会参加証(学会参加証もしくは日耳鼻マイページ受講歴の写)。さらに、耳科領域関連学会発表リスト(様式2:代表的な発表少なくとも筆頭2回を含む発表6回、発表時期を問わず)、耳科領域関連論文発表リスト(様式3:代表的な論文少なくとも筆頭2編を含む論文4編、掲載時期を問わず)。

注3:申請時の学会発表の内容条件:耳科領域関連であること。日本耳科学会の発表である必要はない。日本語/英語、基礎/臨床を問わない。

注4:申請時の論文発表の内容条件:耳科領域関連であること。査読があること。日本耳科学会誌の掲載である必要はない。日本語/英語、基礎/臨床を問わない。

**7.審査料、認定料** 審査料、認定料を本会に支払うものとする。審査料は1万円、認定料は1万円とする。耳科手術指導医を有する者はその資格有効期間内において、同時に耳科学会認定医を有するため、審査料、認定料は不要とする。

**8.認定証** 審査期間(毎年2月1日から3月31日まで)を経て認定し、耳科学会認定医・認定証を交付する。耳科手術指導医・認定証はその資格有効期間内において、同時に耳科学会認定医・認定証を兼ねるものとする。

**9.有効期間** 有効期間は認定後5年、申請年の1月1日から5年後の12月31日まで、とする。5年ごとの1月1日から1月31日(消印有効)までに、更新申請を行う。耳科手術指導医を有する者はその資格喪失時において、耳科学会認定医の更新条件を満たしていれば更新手続きのみ、満たしていなければ申請申請手続きを行う。

## 10.更新条件

1)更新は、申請により認定医制度委員会の審査を経て、理事会で承認する。

2)更新は、有効期間内において、耳科学会に少なくとも2回参加し、本制度施行細則に定められた受講点数を少なくとも15点取得する必要がある。

3)耳科手術指導医を有する者は、耳科手術指導医資格の更新が不可能な場合に限り、上記1)2)にしたがい耳科学会認定医の更新が必要となる。

4)妊娠出産育児、留学、疾病等、止むを得ない事情により2)の条件を満たさなかった者が認定更新を望む場合、あるいは2)の条件を満たさないが本会におけるこれまでの功績から本会として認定更新を望む場合、更新を認定医制度委員会事務局に問い合わせ、別途審査申請する。通常、15点を取得した段階での更新申請となる。

**11.更新料** 更新に当たっては更新料を支払うものとする。更新料は1万円とする。耳科手術指導医を有する者はその資格喪失時において、耳科学会認定医の更新条件を満たしていれば更新料のみ、満たしていなければ審査料+認定料が必要となる。

**12.更新後の認定証** 審査期間(毎年2月1日から3月31日まで)を経て更新認定し、認定証を新たに交付する。

**13.資格喪失** 耳科学会認定医が下記の各項に該当した場合は資格を喪失する。

1)有効期間内に本会員の資格を喪失した場合。

2)更新のための条件を満たさずに更新されなかった場合。

3)耳科学会認定医としてふさわしくない行為、またはその目的に反する行為を行った場合、理事会の発議により代議員総会の承認を経て認定を取り消すことができる。

**13.**本内規の制定、変更は理事会の承認による。

**14.**本内規は2024年1月1日より施行する。

## 一般社団法人日本耳科学会認定医制度に関する内規の施行細則

**1. 耳科学会認定医の審査申請** 日本耳科学会認定医（以下、耳科学会認定医）の認定審査を希望する者は定められた期間内に、日本耳科学会認定医制度委員会（以下、認定医制度委員会）宛に申請するものとする。各年の申請受付/締切は事前に本会 HP、メルマガ等で公表する。

**2. 耳科学会認定医の更新申請** 更新に当たっては定められた期間内に、更新申請書（様式 4）、有効期限内の耳科学会認定医認定証（写）、耳科学会参加証（学会参加証もしくは日耳鼻マイページ受講歴の写）、その他ポイントを証明する書類（写）を提出するものとする。

**3. 耳科学会認定修了証** 更新申請には有効期間内において、耳科学会に少なくとも 2 回参加し、少なくとも 15 点取得する必要がある。以下、点数はポイント加算形式とする。

耳科学会参加（学会参加証もしくは日耳鼻マイページ受講歴・写）2 点、耳科領域関連学会発表筆頭/共同（演題抄録・写）2 点/1 点、耳科領域関連論文発表筆頭/共著（論文抄録・写）3 点/1 点、耳科学会認定 Webinar 受講（修了証・写）0.5 点、耳科学会認定講習会受講（修了証・写）4 点。

注 5：更新申請の学会発表、論文発表の内容条件は申請時のそれと同一とする。

注 6：耳科学会認定 Webinar、耳科学会認定講習会は理事会の承認を得たものとする。開催日時および内容は事前に本会 HP、メルマガ等で公表する。

注 7：耳科学会認定 Webinar は、開始から終了までの受講をシステム上で確認できた場合にのみポイント付与される。

注 8：耳科学会認定講習会は、講義(座学)とハンズオン(実習)のいずれかもしくは両方を含む内容の講習会を指す。

**4. 審査結果の通知** 耳科学会認定医の認定、更新の審査結果は、申請者毎に通知する。

### 5. HP 上の取り扱い

1) 耳科学会認定医の本会 HP 上の取り扱いは、認定医制度委員会で定め、理事会で承認するものとする。

2) 前項に当たっては、現 HP における日本耳科学会認定手術指導医の取り扱いとの整合性に十分配慮するものとし、また本会広報委員会と十分な連携をとるものとする。

3) HP に掲載する項目は、耳科学会認定医氏名、所属（勤務）先 HP へのリンク、所属（勤務）先、所在地（番地は除く）の項目である。耳科学会認定医の HP へのリンクは、耳科学会認定医として適切な HP へのリンクとする。

**6. その他の事項** その他、耳科学会認定医制度の運営に当たって必要な事項は、認定医制度委員会で定め、理事会の承認を得るものとする。